

12月4日から10日は「人権週間」です

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

村では、この期間中、特設人権相談所を開設し人権擁護委員が相談をお受けします。

相談は無料で秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。

特設人権相談所

◆日時 12月9日(水) 午前9時～午後3時

◆場所 平林会館1階 料理講習室

◆問い合わせ先 仙台法務局人権擁護部 ☎225-5743
住民生活課 ☎341-8512



粗大ごみ、燃えないごみの処分について

年末年始は、大掃除等で粗大ごみや燃えないごみなどの処分のため、ごみの量が増加します。

ごみの分別は、ご家庭に配布しています「ごみの分別と出し方」「家庭ごみ収集計画」の冊子(村ホームページでもご覧いただけます。)を参考にし、正しく分別をお願いします。

粗大ごみ、燃えないごみ、有害ごみの処分方法は次のとおりです。

ごみの分類	主なもの	処分方法
粗大ごみ	布団(上下で1組)・マットレス・扇風機・ファンヒーター・掃除機など ※一番長い部分が30cmを超えるもの	収集運搬を依頼する場合 「粗大ごみ処分券」(400円)を役場又は販売店で購入し、粗大ごみに貼りつけ、収集を申し込む。 ◆申し込み先:(有)大衡環境衛生組合 ☎345-2718 ◆受付及び収集日:毎週水曜日 午前8時～10時
燃えないごみ	炊飯ジャー・ドライヤー・割れた食器・ポット・鍋・フライパンなど	指定された曜日にごみ集積所のコンテナに入れる。 肥料袋などに入れて出さないでください。
有害ごみ	乾電池	中身が見える袋に入れ、「有害ごみ」と書き、指定された曜日に燃えないごみのコンテナに入れる。
	蛍光灯	購入時のケースに入れるか新聞紙などに包み、指定された曜日に燃えないごみのコンテナに入れる。

自己搬入する場合	一度に大量にごみが出る場合は、環境管理センター(ごみ処理場)へ直接搬入してください。 その場合、「廃棄物搬入証」を発行しますので、搬入する車の車検証の写しを持って住民生活課までお越しください。
----------	---

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

村では、医療保険が適用されず高額な治療費になる特定不妊治療(体外受精・顕微授精(男性不妊治療を含む))を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、治療に要する費用の一部助成を行っています。

◆対象者

1. 治療期間及び申請日において、夫婦のいずれかが村内に住所を有している方
2. 治療期間の初日において法的に婚姻している方
3. 「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた方
4. 治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満である方
5. 令和2年4月1日以後に治療を終える方
6. 他の市町村から特定不妊治療の助成を受けていない方
7. 村税等を滞納していない方

◆助成対象となる治療

宮城県指定医療機関(村及び県ホームページ参照)で行った次の不妊治療

- ・医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
- ・男性不妊治療(精子を精巣、又は精巣上体から採取するための手術等)

※やむを得ず治療を中止した場合でも、採卵前に中止した場合を除き助成の対象となります。

助成内容、申請手続きについては、村のホームページをご参照いただくか、健康福祉課にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象者の方へ

今年度、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成対象となる方に、「肺炎球菌ワクチン接種予診票(濃い紫色)」を送付しています。次の年齢の方のうち、過去に一度も接種を受けたことのない方のみが助成対象となります。

なお、助成の対象者は毎年異なりますので、接種機会を逃さないようご注意ください。

◆対象者【今年度の対象は以下の年齢になる方です。】

65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの方
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方

60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

◆接種期限 令和3年3月31日(水)

◆接種医療機関 村予防接種委託医療機関

◆接種費用 自己負担4,000円(接種費用のうち自己負担額を除いた費用を村で助成します。)

◆接種方法 村予防接種委託医療機関に電話予約のうえ接種してください。

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

